

公 告

有田ダム水質改善装置（プロペラ式循環装置）賃貸借について、条件付一般競争入札（事前審査型）を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和 8年 3月 5日

佐賀県ダム管理事務所長 川崎 守

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 単ダ施設 第 1109900-001 号
有田ダム ダム施設修繕賃貸借（水質改善装置賃貸借）
- (2) 数量 1台
- (3) 仕様等 入札条件書による
- (4) 納入場所 県が定めた場所
- (5) 賃貸借期間 令和 8年 4月 20 日から令和 16年 4月 19 日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 1 2 9 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 特記仕様書に定めた水質改善装置（プロペラ式循環装置）を賃貸借できる者。
- (3) 本賃貸借契約の目的物の事故発生等、緊急時において迅速な対応が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更正手続開始又は民事再生手続開始の申立がないこと。
- (6) 本賃貸借業務の入札参加資格確認申請書提出期限日以前 6 か月から開札の日までの間、金融機等において、手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 開札の日までに、佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 賃貸借業務の他の入札参加確認申請者と、資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体において代表者及びこれと同

等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の（1）に掲げる書類を令和8年3月11日（水）16時までに下記 4の担当課に持参又は郵送（郵送の場合は令和8年3月11日（水）16時までに必着）してください。

（注）必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。また、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。なお、個人情報取扱いについては、佐賀県個人情報保護の基本方針である「佐賀県プライバシーポリシー」に準じて行います。

- （1）入札参加資格確認申請書及び提出資料
 - （ア）入札参加資格確認申請書
 - （イ）賃貸借しようとする水質改善装置（プロペラ式循環装置）が取扱品目であることがわかるもの
 - （ウ）賃貸借しようとする水質改善装置（プロペラ式循環装置）の仕様がわかる書類（カタログ等）
 - （エ）緊急保安体制がわかるもの

4 入札参加資格確認申請書等の受付期間及び受付場所

- （1）受付期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月11日（水）まで（県の休日を除く。）
受付時間 9：00 から 16：00 まで
- （2）受付場所 〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 265 番地
佐賀県ダム管理事務所 総務課

5 入札参加資格の確認について

提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定し、通知する。

よって、本賃貸借業務の入札に参加できる者は、入札参加資格を有する者として確認通知を受けたものに限る。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月24日(火) 10時

(2) 場所 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 265 番地 佐賀県ダム管理事務所

(3) 入札方法 入札者の持参または郵送による入札

(4) 入札書の提出方法

第1回目の入札の入札書在中の封筒に「単ダ施設 第1109900-001号 有田ダム ダム施設修繕賃貸借(水質改善装置賃貸借) 入札書在中 第1回」と表書きし、再度入札の入札書在中の封筒には「単ダ施設 第1109900-001号 有田ダム ダム施設修繕賃貸借(水質改善装置賃貸借) 第2回」と表書きし、それらをまとめて別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して簡易書留で4(2)までに郵送すること。

(5) 入札書の提出期限 令和8年3月24日(火)10時までに必着

なお、現場説明会及び入札説明会は実施しない。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。

② 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の110を乗じて得た金額を加算した金額(当該金額1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判断不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 前号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合においては当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予算の範囲内における価格での入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札の執行回数は2回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うこととする。

(6) 問い合わせ先等

この賃貸借業務の質問は、令和8年3月11日（水）16時まで下記問い合わせ先へ書面又は電子メールで送付してください。

問い合わせ先 〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 265 番地

佐賀県ダム管理事務所 総務課（電話番号 0954-23-7327）

メールアドレス damukanri@pref.saga.lg.jp

(7) その他

① 入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合は、入札参加資格要件不適合通知をした翌日から起算して5日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日は含まない。）

以内に（6）の問い合わせ先にその旨を記載した書面を提出してください。